

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となられた方の対応として

1 濃厚接触者の待機期間について

- ・ 令和4年7月22日より、濃厚接触者の待機期間について以下のように変更となりました。
 - ① 7日の待機期間から原則5日間の待機期間へと短縮。
 - ② ①の待機期間内で、待機2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原検査キットで「陰性」となった場合は、3日目の「陰性」の確認を持って待機を解除可能。
 - ※ 濃厚接触者の待機期間は感染者と接触した日が0日目となります。
 - ※ 待機期間内に、同一世帯で陽性患者が発生した場合は、それまでの待機期間がリセットされ、その日が0日目となります。
 - ※ 抗原検査キットは、薬事承認を受けたもので行う必要があり、薬局で購入する必要があります。

2 高知県教育委員会免許法認定講習(以下、認定講習という。)への参加について

国の考え方に準拠した対応とし、上記1の①または②の対応で、待機期間を経過した方については認定講習へ参加していただいて構いません。ただし、待機期間が解除した後の健康状態について、引き続き検温等続け、問診票の項目1～4に該当する症状がある場合は、参加をご遠慮ください。

なお、問診票の項目5、6につきましては、以下の内容について変更します。ご確認の上、事前に周知されている問診票を、今回掲載している問診票へ変更して下さい。

(変更となる項目)

- ・「2週間以内に、新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある。」
- ・「2週間以内に、海外への渡航歴がある。」
- ※ 変更となった内容については、別添の「②施設利用者感染防止策 当日問診票」でご確認ください。

- 受講者が感染した場合は、受診された医療機関等の指示に従い対応してください。なお、完治された際は、事前に「教職員・福利課 認定講習担当」まで、経緯等のご連絡をください。